

シンガポールにおける強制実施権制度の概要

1. 強制実施権が認められる要件

(1) 概要

- ・シンガポールにおける強制実施権に係る規定は、特許法第55条（第三者への強制実施権の設定）及び第56条～第62条（政府による使用）に規定されている。
- ・2003年5月に署名された米星FTAにおいて、両国は互いに発明を保護する国内法制を強化することを約束し、特に強制実施権については、反競争的行為、公的非商業的使用、国家緊急事態及びその他の重大な非常事態に対するセーフガードとしてのみ使用することを合意した。この合意に従い、2004年国会で国内法の改正が行われ、改正法は2004年7月1日に発効した。

(2) 第三者への強制実施権の設定

- ・強制実施権の付与が許可されるのは、反競争的な行為の是正に必要な場合のみ。
- ・裁判所は、以下を満たす場合に、強制実施権の付与が反競争的行為の是正のために必要と決定することができる。

　　国内に当該特許発明の市場が存在すること。

　　特許発明が国内の市場へ供給されていないこと又は合理的な条件で供給されていないこと。

　　特許権者が、正当な理由も無く特許発明を直接又はライセンシーを介して合理的な条件で市場に供給していないこと。

(3) 政府による使用

- ・政府又は政府より書面で認可を受けた者が、政府の業務のために、特許発明を製造、使用、実行及び販売することは特許権の侵害とはならない。さらに、国家の安全と防衛のため、緊急事態における市民保護措置の実行を補助するため、又は、公的非商業的使用のためであれば、その利用目的を限定されない。
- ・ただし、非排他的な実施権であることや、主として国内供給のために限られる等、上記第三者への強制実施権設定の場合と同様の要件がある。

(4) 旧法の規定

- ・上記のとおり、現行制度は 2004 年の国会において法改正がなされ、発効したばかりである。旧法の下での強制実施権制度は以下のとおり。

- ・強制実施権の付与が許可されるのは、特許発明が国内の市場へ供給されていないか、又は合理的な条件で供給されていない場合のみとされていた。
- ・現行法で規定されている制限の他に、以下の制限が規定されていた。
主として国内供給のために限られる。
半導体集積回路については、裁判所が反競争的と判断した行為を是正するためにする場合を除き許可されない。
- ・上記の要件を満たす場合において、裁判所は利用関係の特許についても強制実施権を許可できるとの規定も置かれていたが、今回の改正により削除された。
- ・特許から 3 年又は出願から 4 年のいずれか遅い方の経過後に申請可能。
- ・使用に先立ち、特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合でなければ許可されない。

2. 手続き等

強制実施権の付与

- ・申請は裁判所に対して行う。

強制実施権の条件

- ・強制実施権は非排他的なものとする。

強制実施権の付与に伴う実施料の支払い

- ・合意した対価又は合意した方法により決められる対価を特許権者に支払う。
- ・合意がない場合は、どちらかの当事者の申請により裁判所が対価を決定する。

強制実施権の譲渡

- ・強制実施権は、対象である発明が実施される事業と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

強制実施権の撤回

- ・利害関係人の申請を受け、裁判所がライセンスを許可した理由が消滅し再発しそうにないと認めた場合には、強制実施権は撤回される。

3. 強制実施権に関連した事例

事例無し。

4. 法改正の動向

・現在のところ、法改正の予定なし。